

【 会 議 録 】（概要）

日時： 令和5年（2023年）7月24日（月） 午後1時00分～4時00分

会議名	令和5年度（2023年度） 第1回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会												
場 所	本庁舎8階 第2委員会室												
議 題	<p>(1) 指定管理者の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度（2022年度） 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について <p>(2) 新規制度導入に伴う施設の指定管理者について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制度導入する施設</th> <th>施設所管部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・越谷総合公園</td> <td>都市整備部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度で指定期間が満了する施設</th> <th>施設所管部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・老人福祉センター (けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘)</td> <td>地域共生部・教育総務部</td> </tr> <tr> <td>・市民プール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・越谷コミュニティセンター</td> <td>教育総務部</td> </tr> </tbody> </table>	新規制度導入する施設	施設所管部	・越谷総合公園	都市整備部	令和5年度で指定期間が満了する施設	施設所管部	・老人福祉センター (けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘)	地域共生部・教育総務部	・市民プール		・越谷コミュニティセンター	教育総務部
新規制度導入する施設	施設所管部												
・越谷総合公園	都市整備部												
令和5年度で指定期間が満了する施設	施設所管部												
・老人福祉センター (けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘)	地域共生部・教育総務部												
・市民プール													
・越谷コミュニティセンター	教育総務部												
出席者	<p>【委員】 菅沼会長、長野副会長、上ノ原委員、石井委員、五十嵐委員（5名）</p> <p>【施設所管部職員】</p> <p>(市長公室) 中村人権・男女共同参画推進課長</p> <p>(市民協働部) 八木下市民活動支援課長、小宮市民課長</p> <p>(福祉部) 山崎障害福祉課長</p> <p>(地域共生部) 小田地域共生推進課長、齋藤同調整幹、佐野同主任</p> <p>(都市整備部) 加藤市街地整備課長、 松崎公園緑地課長、藤村同主幹</p> <p>(教育総務部) 木村生涯学習課長、野中同主幹、土肥同主任 坂巻スポーツ振興課長、小野田同調整幹 (15名)</p> <p>【事務局】 山梨公共施設マネジメント推進課長、堤同調整幹、笠井同主任、 梅津同主事（4名）</p>												

資料等	別添のとおり
内 容	会議録（要旨）のとおり
<p>●決定事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の評価については、意見なしとする。 ・ 新規制度導入に伴う指定管理者については、意見なしとする。 ・ 指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。 	

会議録（要旨）

司会：公共施設マネジメント推進課 山梨課長

1 開会

2 会長及び副会長の選出

- ・委員の互選により会長に菅沼委員、副会長に長野委員が選出された。

3 会長及び副会長あいさつ

- ・菅沼会長及び長野副会長から就任の挨拶

4 委員紹介及び職員紹介

- ・司会から委員の紹介及び市出席者の紹介を行った。

5 議事

（1）指定管理者の評価について

令和4年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

- ・【資料1-1】【資料1-2】「令和4年度（2022年度） 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表【総括版】【各施設の評価】」に基づき、事務局から指定管理者の評価及び評価方法等について説明した。

<質疑・応答>

（菅沼会長） 資料1-2別紙に示されているとおり、指定事業と自主事業と分けた形で収支が示されており、自主事業に関して、指定管理者が負担した場合の負担金について、負担額を記入する様式に変わっている。つまり自主事業で赤字が出た場合については、そこは基本的には指定管理者が負担する金額が入るという理解かと思う。しかし、資料1-2の36ページのけやき荘では、令和4年度の実績を見ると、自主事業収支がマイナス8万3,666円であるが、指定管理者の負担金は0円となっている。他の老人福祉センターや、市民球場等のスポーツ施設でも同様な記載になっている。なぜこういう示し方になっているのか。

（地域共生推進部） 誤記載である。けやき荘では、8万3,666円が「指定管理者負担金」として示されることが正しい形となる。

- (教育総務部) 市民球場はじめ、スポーツ施設についても同様に誤記載である。
- (長野副会長) 今、誤記だと確認されたということは、この審査会条例に基づく当審査会の資料が公開されていくことになるため、公開の仕方をどのようにするか。当日公開されたものと、誤記が分かったので修正されたもの、この2段階で公開するか、修正済み資料のほうを公開するのか。
- (事務局) 修正した資料を委員の皆様にご確認いただき、そのうえで公開することとしたい。
- (長野副会長) それは、市のルール上問題ないのか。市の情報公開上のルール、つまり本条例に基づく審査会の規定の記載ぶりは分からないが、直したということを明記して公開するのか、修正する前後のバージョンを別々で公開することが定められているのか。例えば本日の議論を踏まえて金額の訂正があった場合は、そこの部分だけ赤にする等、誤りが発見されたものということが分かるような形にして公開するのかというところである。
- (事務局) 特に規定はないが、意見として大きな変更が生じる場合には、精査させていただき、庁内の選定委委員会へもう一度諮る形になる。今回の修正内容は軽微なものであるため、修正したものを差し替えさせていただき、公表させていただければと思う。

【決定事項】

- ・ 指定管理者の評価については、意見なしとする。

(2) 新規制度導入に伴う施設の指定管理者について

- ・ 【資料2-1】 【資料2-2】に基づき、新規制度導入する越谷総合公園における指定管理者について、都市整備部から説明した。

(長野副会長) この仕様書を作成される段階で、いろいろな政策事業の選択肢を思考された上で、原案としてまとめられているところで、これに至るまでに、いろいろな参照事例を持たれたと理解する。つまり、この取組よりも前に存在している他の都市の取組、あるいはほかの国でもいいかもしれないが、それらを見た上で、だからこの要素が必要だというふうに考えたということになるかと思う。

その意味で質問としては、今回の資料をまとめるに当たって、どういう事例を参照し、そのプラスとマイナスを判断されてここに至ったのかという点を、代表的な参照事例を教えてください。

(都市整備部) 公園に指定管理者制度を導入している事例は少なく、他の市町村でも少ない。この指定管理者制度導入にあたり、様々な市町村の動向の調査を実施した。その中で、例えば樹木に特化したものとか、これから公園の魅力を発信していくために指定管理者制度を導入したというような市町村もあった。本市においては、樹木剪定がメインということ、また、指定管理者として管理運営するにあたり、自主事業を展開することによって、魅力ある公園づくりということを主眼に置き、今回このような仕様書(案)を作成した。

公園というのは、24時間不特定多数の方が出入りをするため、建物管理が必要な施設と違う点がある。そのため、管理の大本になるのが、安定して安全に使っていただけるようにということ、それと公園を利用していただくために自主事業を展開するという観点を重視している。

(長野副会長) では、追加で質問したい。例えば池袋のイケ・サンパークのようなPark-PFIを用いている取組があり、しかも防災公園として機能させるというような事例を見る中で、そこは(株)日比谷花壇とか、そういう大きな事業体との間でJV等を組み、実施しているところである。もちろんPark-PFIという選択肢がある中で、そもそも大きな政策的な判断があった上で、指定管理者制度というオプションを選択し、さらにその中で今回の仕様書になり、だんだん絞り込まれていくことになったかと思う。恐らく一足飛びに指定管理者制度、随意指定というわけではなくて、その前提として現在の法体系上で適用可能な幾つかのオプションがある中で、こういう理由で指定管理者制度を選択し、更にこういう理由でここに落とし込んだという判断に、だんだん絞り込みがあったと思う。

そうなると、先ほどの回答の、ほかに事例がほぼ無いというのは理解できない。例えば80個ぐらいの公園をまとめて事業体に委託するのは、包括管理委託とか、いろいろなバリエーションが存在していることを認識している立場からすると、一足飛びに指定管理者制度、随意指定となってしまっている感じがするため、その辺りも補足いただきたい。

(都市整備部) Park-PFIや、様々な手法があるというのは我々も認識をしているところである。それと、指定管理制度を導入しているところの事例を調査させていただいたところ、近隣のところでは意外と

少なかったため、そのようなお答えをさせていただいた。

確かにP a r k—P F Iのような手法もある中で、取り入れられるかどうか検討は行ったところで、今回導入させていただく公園は、体育館があり、そこに樹木がある公園で、遊具がたくさんある公園や、P a r k—P F I等のいろいろな事業展開ができる、例えばキッチンカーを持ってくるイベント等ができるような大きな公園ではない。今回は体育館との一体管理を実施していただきたいため、指定管理者制度を導入し、随意指定としている。

(長野副会長) 今回の予定するいろいろな政策判断を踏まえた候補者選定において、随意指定として越谷市施設管理公社が挙げた段階であるが、議題1にあった資料1-2「指定管理者の評価表」を拝見する中において、越谷市施設公社が実績としてやられた運動施設等々の自主事業のところを拝見すると、自主事業収支がいわゆる赤字になっている施設がいくつかある。自主事業で赤字を定期的に出しているプログラムを組んでいる団体に対して、にぎわいのある事業を創出して、それを運営できますかと言われると、外形的には不安がある。

過去実績として、事業展開の中で大きく黒字を出していく実績があり、ここだったら提案能力があるというのは納得できる。もちろん、黒字、赤字のみの情報でその組織の能力を判断できるのでは全くないが、今回の資料を見る限りでは、自主事業設計において赤字を出してくるのが、ある種当たり前に存在しているという結果の資料であったので、この団体であれば、にぎわいのある、活性化ができるというご判断だったのは、何かそれを上回る能力があるということになるかと思う。その辺り、包括的な政策判断の話があり、本審査会の領分をやや踏み越えている面があるかと思うが、この仕様をよりよく実現できるかという点で考えたときに、このことを質問させていただきたい。

(都市整備部) 確かに資料1-2「指定管理者の評価表」では、越谷市施設管理公社の収支赤字という実態が出ている。今回、我々も初めての取組で、公園を使ってどのような自主事業を展開できるか、我々と、随意指定としている越谷市施設管理公社で少し悩んでいかなければいけないと考えている。

この越谷総合公園については、樹木がたくさんあり、四季折々の

顔を持っている。経費のかからない樹木を活かした事業、例えば樹木が好きな方に来ていただいて、そういうものをまた違う目線で発信していくとか、そういった事業展開を考えている。一概に自主事業で多くの経費をかけて、それが結果的に赤字になるというのではなく、そこにある施設を活用しながら展開を図っていただきたいと考えている。

(五十嵐委員) 四季折々の樹木を活かし、市民の方に楽しんでいただきたいという説明があったが、要求水準の中で、「公園のにぎわいを創出させる自主事業を実施すること」ということで、年に4事業実施するという指標になっている。4回事業実施すればいいというわけではなくて、その事業をすることでにぎわいを創出させるというところが目的かと思うが、にぎわいができるということを測る指標として、定量的に測ろうとした場合、例えば公園を訪れる人が増加するということがあるかと思うが、にぎわいというのはどういう状態を考えているのか。

(都市整備部) 要求水準の年4回というのは、春夏秋冬が理想かと考えている。その中で、2(1)「公園利用者の増加を目指すこと」につながっていくが、公園利用者に対し、入場料が発生する公園ではないため、利用者数を測ることが非常に難しい。しかし、イベントをしている中で、アンケートを実施し、そのアンケートの枚数等を参加者数として把握することはできると考えているが、管理運営をしていく中で、越谷市施設管理公社と市で人数の把握の仕方を考えながら進めていきたいと考えている。

また、要求水準の中で、既に指定管理者制度を導入している施設については、過去の実績から何人以上という目標ができるが、越谷総合公園は、新規に導入する施設であることから、最初の基準になる数字を持ち合わせていないため、にぎわいを測る指標については検討させていただきたい。

(五十嵐委員) 指定管理制度を導入する目的として、にぎわいの創出を挙げているので、現状、要求水準の中で具体的に挙げるのは難しいのかもしれないが、今後評価していくにあたって、一定の数値がないと評価できないと思う。その点については測り方を検討していただきたい。

(上ノ原委員) 2つ質問をさせていただきたい。1点目は、要求水準において、

年4回自主事業を求めるということになっているが、自主事業の内容は具体的にどういったものを想定しているか、また、越谷総合公園に類似した都市公園で指定管理者制度を導入している他自治体の事例にどういった自主事業があるのか教えていただきたい。

2点目は、仕様書（案）1ページにある「事務区分」の「使用許可等申請の受付事務等」について、法律的なことを含めて教えていただきたいのだが、現在の越谷市都市公園条例を見ると、市長が許可を行うという仕組みになっているが、指定管理者制度を導入した場合には、指定管理者が行政庁として許可を行うということになるのか。また、許可を行う場合、許可することに関して、自治的な判断は指定管理者と市のどちらが行うことになるのか。先日、市内の県営施設で許可に関してトラブルがあったため、質問させていただきたい。

（都市整備部）

1点目、想定している自主事業については、四季によって、公園の顔が違ってくるため、これを活用した内容については、今後詰めていきたいと思う。越谷総合公園は、遊具がある施設ではなく、樹木が主体となっている公園であるため、樹木を活かしながら、また、修景池という池も活用しながら、自主事業の展開をしていただきたいと考えている。

さらに、体育館と近接しているところで、本市ではアルファーズというバスケットチームが市を非常に盛り上げているので、アルファーズのイベントの際に、外でできるイベントがあれば実施していただきたいと考えている。

2点目の「使用許可等申請の受付事務等」について、申請の受付は、指定管理者に行っていただく。許可するにあたり、判断基準については、どういう条件で公園の許可が行えるのかという運用基準を作成している。これを指定管理者と共有し、越谷市が許可するものと、指定管理者が許可するもので判断基準に相違がないようにする予定である。また、許可行為は、運用基準に基づき、指定管理者が行うこととなる。

（菅沼会長）

資料2-2の2の（2）理由について、市が定期的な植栽管理と清掃業務を委託により日常管理を行っているという文章があるが、これは公園の植栽管理、清掃業務は市が直営ではなく、どこかに委託しているという趣旨でよろしいか。

- (都市整備部) おっしゃるとおりである。現在、植栽は市内の造園業者へ委託している。また、清掃については、シルバー人材センターへ委託をしている状況である。
- (菅沼会長) 植栽管理と清掃業務の委託と、今回の随意契約に関しての指定管理者のほうに委託する内容、これに違いはあるのか。
- (都市整備部) 植栽の委託内容は、年3回、定期的にしているが、季節により、暑い日が続くと雑草がかなり伸びることや、落葉樹があるので、秋はかなり落ち葉も落ちてしまう。指定管理者制度を導入することによって、現場に職員が常駐できるようになるため、定期的な植栽はもちろん、日常管理、巡回の中で、きめ細かな対応ができると考えている。
- (菅沼会長) 現在の委託業務よりも、指定管理者に委託させるほうが業務としては多くなるということか。
- (都市整備部) 全体的な大きな樹木の剪定や、清掃の業務量については、本市が実施している量と変わらないが、細かいところについて、指定管理者が現場に常駐することで、目が届き、気がついたら随時対応していただきたいと考えている。
- (菅沼会長) そうすると、市のほうで委託をしている業務の年間予算について、委託料はどの程度かかっているのか。
- (都市整備部) 現在の市の委託では、植栽、清掃共に総合公園に特化しているものではなく、付近の公園をいくつか含めて委託をしているため、総合公園のみの予算額は把握していないが、大まかに、樹木委託で1,000万円以上。清掃委託は100万円程かかっていると算出はしている。
- (菅沼会長) つまり、市では年間1,100万円の歳出が生じているかと思う。今回の随意指定では2年間で3,700万円となっている。これらを踏まえると、現在、市の歳出は2年間で2,200万円であるが、比較すると1,500万程多いということになる。その委託料については、細々としたところは日常的なものが加わるということであったが、大きなところはそれほど差がないという説明があった中では、結構金額的に差が出てきていると思う。この1,500万程の歳出が増えるというのは、どういった理由、根拠から示されているのか。
- (都市整備部) 植栽管理及び清掃業務については、指定管理者制度を導入しても大体同じような金額となる。これに、受付業務等で人件費が加わる

ことを踏まえ、市が行った場合と指定管理者が行った場合の金額の差を算出したところ、1年間で約150万円程度、現状より増加すると見込んでいる。

(菅沼会長) つまり、植栽や清掃業務以外の人的な部分、受付業務等の部分は、約600万円と見込んでいることよろしいか。2年間の委託料が3,700万円で、1年分にすると1,850万円。年間1,100万円が清掃と植栽管理だとすると残りが750万円。これに150万円を引くと、市の直営の場合、約600万円の人件費等がかかり、指定管理者制度を導入すると約750万円になると、そういった計算か。

(都市整備部) 公園管理というのは、植栽管理、清掃や、維持管理費ということで考えているが、これらで50万円程度の増加を見込んでいる。指定管理者制度を導入した場合については、事務用品等の備品を購入するものに関し、約100万円を積算し、150万程度の増加を見込んでいる。

(菅沼会長) 今回、その積算資料というのは資料となっていないが、この審査会のほうに提出していただくことは可能か。

(都市整備部) 150万円の増加ということで説明させていただいたが、こちらについては財政との調整の中で、市の考え方としては、指定管理者制度を導入することで、植栽、清掃等の日常的な管理や、様々な自主事業の転換により、この総合公園のさらなる魅力を発信することができるということで意見がまとまっているため、私のほうではお答えにくい。

(菅沼会長) 当審査会は、当然こういった公の施設に関して効率よく、経済的にも合理的にという目的もあろうかと思う。そういう意味では実際にかかる経費について判断ができるような資料がないということになると、その妥当性をどう判断するのか分からない話になってしまう。今の説明では、植栽管理と清掃業務以外のところでどういうものがかかっていくのか、それは本当に妥当な積算、予算措置になっているのか、審査会では判断がつかないという結論になってしまう。

(事務局) 今後12月議会に債務負担行為を上程していくので、これから財政の調整等があつて、その中で積み上げ資料というのは出せるものがあると思うが、いかがか。

(菅沼会長) 担当部署と指定管理者となる越谷市施設管理公社とで、それぞれ

が積算した資料はあると思う。それを見れば、どういう項目で経費がかかるのかというのはある程度判断が分かって、それを前提にして3,700万円という2年間の予算措置、上限額が決められているわけである。これは随意指定ではなく、複数者からの公募でやる場合であれば、そういった資料が提出された上で、費用対効果も考えて事業者を選定する。当然、それは合理的な費用の積算をきちんとされていて、それを前提にして、適正な運営ができるという判断がその事業者にできるからの話であって、今回、越谷市施設管理公社に随意指定をする前提で、かつ2年間で3,700万円が上限ですという資料しか無いため、これが妥当な判断なのかというのが、結論を出しづらい。

現状は3,700万円の裏づけの資料がない状態で審議をして、例えばそれで意見なしという結論にしてしまっているのか。結局、意見なしにした場合に、そのまま次の手続きに進んでしまう。

(都市整備部) 人件費、委託料、維持管理修繕費、管理費、その他諸経費の項目を積み上げた中で、令和6年度は1,870万、令和7年度は1,830万という数字は持っている。ただ、手元の資料の中では、越谷市施設管理公社からの数字、それと財政部署で査定をした数字はあるが、これらを比較する表については、まだ突合させていない。それとは別の資料として、査定の段階で、越谷市施設管理公社から提示されたものについて査定をした金額の表は持っている。

(菅沼会長) 上限額3,700万円にした手続きの流れとしては、担当部署のほうで積算した数字を指定管理者予定者に投げて、それを見た上で積算したということか。それとも両方、指定管理者と担当部署でそれぞれ独自に積算したものを作成し、すり合わせた上で3,700万円という数字を出しているのか。

(都市整備部) 仕様書に基づき、必要な経費項目を設定し、積算をした金額が指定管理者予定者から提示され、それを財政部署で査定をしている状況である。

(菅沼会長) 指定管理者予定者から提示された金額は、3,700万円より多いのか。

(都市整備部) 多く積算されていた。

(菅沼会長) 財政部署の方で絞った査定の資料で構わない。この場で提出可能か。

(都市整備部) 可能である。

(長野副会長) 資料をご準備いただく間に、金額の合理性の議論とは少し別の側面になるが、市としての取組が成功するために必要だと考えている別の側面の質問をさせていただきたい。

この仕様書の中では、この取組における、各業務についての専門的な知識経験を有する人材を、適切に配置するということが求められていくように設計されている。一方で、市内事業者を、適切に活用をして市内の雇用を確保するという、重複する面がありつつも違う側面が設定されている。

そこで、質問であるが、今日の説明の大きな割合として、緑をどういうふうに演出し、管理をするのか。また、一体的な管理運営をというキーワードが何回も出てきたところである。一方で、現行では植栽管理を専門の事業者に委託している状況であった。

そう見ると、今度はいわゆるグリーンのマネジメントを、指定管理制度に基づいて越谷市施設管理公社が行うという理解をしている。つまり、知識経験を有する人材の適切な対応と、緑をマネジメントしていく。それはただ単に虫が出ないとか、病気にならない、それだけではなくて、人々の憩い、いわゆる景観管理、管理運営していくということを含めての事柄だと理解すると、今回、指定管理者として予定されている越谷市施設管理公社は、広い意味で緑のマネジメント、景観やデザイン等も含めての人材は持っているのか。それとも、そこが足りないから、ジョイントベンチャーのようなものを組むという想定でこの全体の設計がされているか。

(都市整備部) 現在、専門的な知識を持っている方というのは、越谷市施設管理公社の中では難しいと考えている。

今回、樹木を管理するのは、樹木管理の専門業者になるかと思うが、その事業者からいろいろな情報を入手し、他自治体の取組状況を、市も含めて勉強しながら、自主事業に取り組むことで、さらに公園管理がより良くなっていくような形を考えている。指定管理者制度を導入して直ちに対応できるかは想定していない。

(長野副会長) それは不安事項ではないか。緑の政策は越谷市としていろいろな階層で実施されていて、過去の実績も踏まえた場合には、市内の緑の専門事業者が現実問題として存在するのか。デザイン事務所なども含めて、もし存在するのであれば、そこに確かにジョイントベン

チャーを組むような可能性はあるかと思う。緑の基本計画、あるいは環境基本計画等との関係もあるかと思うが、越谷市施設管理公社の場合は、市側の緑部門と、かなりのマッチング作業をしていかないと管理運営が難しいように感じる。もしかすると、それが長期的な計画プランに入っているのではないかというところだが、今の説明だけ踏まえると専門性はないということだったため、不安が残る。

(都市整備部) おっしゃるとおり緑の基本計画はある。本計画に基づき、越谷市の公園や道路等の計画をして、公園については、樹木等の特性を生かしたものを設置していくことや、緑道については遊歩道をメインにしていくこと等、市の知識にはない場合には、専門事業者に聞きながら実施しているというのが現状である。総合公園については、既に整備されているもので、今の緑、今ある樹木をどう活かしていくかということを考えながら、自主事業の展開もしていきたいと考えている。

例えば、樹木を生かした緑のプロムナードといったものを実施していくというのは理想であるが、線的なものや面的なものによって、その作り込みは違ってくるため、指定管理者と相談をしながら、さらには専門的な業者と協議しながら進めていきたい。

(長野副会長) 恐らく政策的な判断であるため、今回、審査会に付議されている仕様書の中の話ではないのかもしれないが、少しラジカルなことを言うことが許されるのであれば、ジョイントベンチャーとして募集することとしておくほうが安心かもしれないというのが、一般論としてある。なお、現行では既に植栽の管理等は、市内の専門業者に市が直接依頼をしている実績があるということは、越谷市施設管理公社が指定管理を受けた場合においても、基本的には専門業者に再委託をしていくことが想定されていると思う。

一方で、要求水準では「業務の一部を再委託した場合、経費が最小限となる取組みを行うこと」という条件設定もされている。既存の専門事業者を、場合によっては交代することや、指定管理者の直営部門のほうに移し替えることもあるかもしれない。以上のことを踏まえると、既存の専門事業者を含めたジョイントベンチャーとしてご応募いただいたほうがよかったように思う。

(都市整備部) おっしゃるとおり緑の基本計画に基づき、グリーンマネジメント

等をよくするためということであれば、いただいたご提案というのも当然かと思う。一方で、もう一つの目的である公園利用者の声に対する対応として、現状、落ち葉が落ちて滑ってしまうとか、様々な苦情がかなり多くある。その苦情は、公園内にある総合体育館の指定管理者として管理運営をしている越谷市施設管理公社に寄せられている。単に公園を美しくさせるということであれば、長野副会長がおっしゃるようにジョイントベンチャーの形で進めていく方向は、一番良いかと思う。しかし、そのほかに、我々として指定管理者にお願いしたいことは、公園を利用している方の苦情に迅速に対応することも、指定管理者制度を導入する一つの目的であるため、総合体育館で管理運営を行っている越谷市施設管理公社に随意指定とさせていただいている。

(菅沼会長) 総合体育館の指定管理をお願いしている越谷市施設管理公社のほうで、体育館外の総合公園に関しての様々な苦情等について日常的に対応しているから、一体管理したほうがいだろうというのがスタートの考えかと思う。その中で、総合公園について指定管理者制度を導入し、随意指定によって管理運営するのであれば、どういふものを業務に規定し効率よく行っていくかと。そういうところから今回の案が出てきているというところか。

ただ、緑地を有効に、しかも環境をよく整備していくということであれば、越谷市施設管理公社がこれまでのノウハウで対応できるかというのを、市のほうもよくそこは見ながら協議をした方が良いと考える。

(菅沼会長) ただいま配布された委託料に関する資料について、説明いただきたい。

(都市整備部) まず、人件費では臨時職員として、受付業務や、パトロール等を行うための金額である。加えて、福利厚生費、被服費は、臨時職員1名分となる。委託料については、先程もご説明させていただいた植栽管理等である。修繕費は、水飲み場等の修繕のための費用となり、1件あたり50万円以下の軽微な修繕に対する金額である。管理費は、許可書の印刷等、備品に関する内容を記載している。これらの費用に、施設管理公社の本部経費を加算し、令和6年度の査定額としては18,700千円としている。

令和7年度については、初期費用がないことから若干下がり、

18,300千円となっており、合わせて37,000千円という積算になっている。

(五十嵐委員) 最後の右から3列目の差額というところが、実際に指定管理者制度を導入した場合と市が委託で管理した場合の差額が示されており、指定管理者制度を導入した方が380万円程度高くなるという理解でよろしいか。

(都市整備部) おっしゃるとおりである。

(五十嵐委員) 一般的に、指定管理者制度を導入する目的の一つとして、コスト削減があるかと思うが、今回の制度導入の目的は、コスト削減というよりも、先ほどの説明にもあった苦情があった場合に対応することや、自主事業によってにぎわいを創出するというところが、市が独自で管理するよりも効果が出るので、コストが高くなっても指定管理制度を導入したほうが良いというご判断をされたという理解でよろしいか。

(都市整備部) おっしゃるとおりである。人件費のなかで、事業企画運営等が0円となっているが、自主事業として実施していただきたい部分である。これを市で行う場合よりも経費を抑えられる点はある。やはり、委託よりも費用はかかってしまうが、迅速な対応が図られるという点を重視している。

(菅沼会長) 制度導入した場合と市委託の場合との差額については、右から3、4つ目の差額が令和6年と令和7年、それぞれの差額となり、合わせると約700万円が2年間の経費としては増えるということか。

(都市整備部) 最終的な査定を受けた金額としては、約700万円の増加となる。しかし、担当部署としては、事業企画や、日常的な現場回りを行う金額も実際は必要になるため、もう少しこの差額は縮小される想定をしている。

(菅沼会長) 2年間で700万円が高いのか安いのか、市の直営で委託をしたほうがより良い管理運営ができるのかというのが、なかなか判断が難しい。

(長野副会長) 今回、新規に指定管理者制度を導入するという大事な議論であるが、にぎわい創出のためのプランニング、良い事業を展開するための経費はどこに含まれているのか。

(都市整備部) 実際は、本部経費に含まれている。

(菅沼会長) 本来は、この事業企画運営等のところに計上する予定だったのか。

(都市整備部) 我々としては、計上されると考えていたが、最終的に査定を受けた段階では、この内訳の整理となった。

(菅沼会長) 随意指定の今後の流れとして、受付を締め切った後、当審査会は開催するのか。

(事務局) 選定委員会の方で、指定管理者候補者の選定を行うこととなる。随意指定であるため、12月議会で議決を得られた場合、次に審査会にご審議いただくのは、指定管理者として管理運営を開始した後の評価である。その際は、総合公園に制度導入した効果について、ご審議賜りたい。

(菅沼会長) それでは、審査会としては意見なしとしてよろしいか。各委員からあった意見については、今後検討していただきたい。

【決定事項】

- ・新規制度導入に伴う施設の指定管理者については、意見なしとする。

(3) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

- ・【資料3-1】【資料3-2】に基づき、令和5年度で指定期間満了となる老人福祉センターけやき荘、くすのき荘、ゆりのき荘、ひのき荘及び市民プールについて、地域共生部から説明した。

<質疑・応答>

(菅沼会長) 今年度の5月から新型コロナウイルスが5類へ緩和されたが、それ以降、利用状況はいかがか。

(地域共生部) 4館合計となるが、令和元年度と比較すると7割程まで戻ってきている。令和元年度は30万人の利用があったが、令和4年度は20万人の利用である。

(菅沼会長) 要求水準である年間利用者数30万人について、達成可能なのか。

(地域共生部) 傾向を見ると、令和6年度は達成できるかと考えている。

(菅沼会長) 公募での募集となるが、現指定管理者は手を挙げる予定なのか。

(地域共生部) 我々としては複数の事業者に応募いただきたいと思いますと思っているが、少なくとも現指定管理者は応募していただけていると考えている。

(菅沼会長) 公募としても、一者も応募者がいないということが無いように、事前の広報活動等もしていただいた方が良くと思う。

- (地域共生部) 募集要項の応募資格について、前回まで3年以上の社会福祉事業の実績を有する法人であることを条件としていたが、3年以上というのは削除しており、門戸は開いている。もし、現指定管理者からも応募がなければ、募集要項の見直しを行うこととなる。
- (石井委員) リスクの負担区分で、市と指定管理者でどのように分担しているか伺いたい。老人福祉センター及びプールの評価表を見ると、全て経年劣化による修繕や不都合が存在しているということがコメント欄に記載されている。修繕費の負担が、発生する理由や、金額によっても違ってくると思うが、その辺のガイドラインはどのようになっているか。
- (地域共生部) 一件あたり100万円未満であれば指定管理者が負担し、100万円以上であれば、市の負担となる。
- (石井委員) 指定管理者の自主事業の経費の中から負担するということもあり得るのか。リスク分担に指定管理者の責めによる修繕費用の増大とあるが、事例としてあるのか。
- (地域共生部) 自主事業の利益から、修繕を行ったことはないと思っている。また、指定管理者に責めによる事由により発生した修繕はない認識である。
- (石井委員) 金額が大きい、資本的支出となるような、資産計上が必要な修繕は無かったということではよろしいか。
- (地域共生部) おっしゃるとおりである。
- (石井委員) 先月発生した大雨、洪水、浸水というような、甚大な被害が発生して、施設をすぐに大規模修繕しなければいけないようなことが起こった場合は、フローとしてどのようになるのか。
- (地域共生部) 基本的に1件100万円を超えるような案件は市の負担となる。先日の大雨では、水没してエレベーターが動かなくなった施設もあった。しかし、修繕費は大きな金額とはならなかったため、指定管理者の負担とした。
- (五十嵐委員) 老人福祉施設と、市民プールを一体管理として指定管理者制度を導入しているのは、全国的に事例はあるのか。
- (地域共生部) 埼玉県内では、ゆりのき荘のみであると把握している。
- (五十嵐委員) 公募の際、あまり手が挙がらないということに関して、この一体管理が要因の一つでもあるように感じた。
- (長野副会長) 老人福祉施設について、資料1-2の各施設の評価表の評価コメ

ントを見ると、37ページのけやき荘では「老人クラブ連合会事務局」、45ページのひのき荘では、「地域包括支援センターと連携し」とあり、加点評価となっている。仮に、健康福祉事業者と、新規参入事業者が競う場合、新規参入する側は、こういった団体との連携実績があるかというのが加点評価されるということが参入障壁となると考えている。社会福祉協議会だからできるという状況がみとれる。選定基準において、地域資源との連携をどのように位置付けているのか。

(地域共生部) 評価コメントに記載されている内容は、単純によくやっていただいているという認識であった。新規参入事業者の応募があった場合は、地域資源の関わりについて市として協力したいと考えている。

(長野副会長) そうすると、今は地元根付いていなくてもいいということを伝える必要がある。

(地域共生部) 募集の際、質疑の機会があるため、そういったお話をさせていただきたいと思う。

(菅沼会長) 今回の選定基準においては、「市内業者の活用、地元雇用の促進等」という項目があるが、地元資源とのつながりについては含まれていないという整理でよろしいか。

(地域共生部) その整理で問題ないが、少なくとも市内業者というのは評価することになるかと考えている。

(菅沼会長) 審査会としては、重大な意見はなかったということで、意見なしとしてよろしいか。

- ・【資料3-1】【資料3-3】に基づき、令和5年度で指定期間満了となる越谷コミュニティセンターについて、教育総務部から説明した。

<質疑・応答>

(長野副会長) 越谷コミュニティセンターでは図書館機能が含まれているが、図書館関係が含まれていく情報のアクセシビリティについて、法律が要求する水準がだんだん変わってきている。市側が選択できない、法的なルール改正を踏まえて、今回の資料ではどういったところに反映されているのか。障害をお持ちの方に対する情報のアクセシビリティが変わる等、様々な情報へのアクセシビリティ、平等のためのいろいろな法律が変わってきていて、この資料では誰もが利用できるようにするという大きな目標を掲げら

れているため、法の改正の趣旨を反映されるようなこともあるが、専門ではないので質問させていただきたい。

(教育総務部) コミュニティセンターでは、南部図書室において図書サービスを提供していることから、業務仕様書においても、図書の貸出しといった業務を記載している。法の改正に伴うアクセシビリティの対応についても、法令順守という規定を設けているため、適正に運用できるかと考えている。具体的な図書サービスのコントロールについては、図書館の本館と連携しながら進めている。

(長野副会長) 懸念しているのは、随意指定としている越谷市施設管理公社が法の改正に対応できないという事態が起りえることである。今回、文化施設の観点からの改正ではなかったため、質問させていただいた。

(教育総務部) 情報のアクセシビリティ、個人情報の管理、障害をお持ちの方への対応等については、市の水準と同レベルで運用していただくことが基本になると考えている。評価としては、要求水準の「市民の明るく豊かな近隣社会の形成と文化生活の向上に寄与するという施設の設置目的に則り、誰もが平等に安心して利用できる」の項目で評価したいと考えている。

(菅沼会長) 今回の3年間では、管理に要する経費は総額18億1,000万円となっており、年間4,000万円程の増額が見込まれているが、増額の要因は何か。

(教育総務部) 直近の3年間の債務負担限度額は、17億300万円であり、3年間で1億700万円程の増額となっている。要因としては、光熱水費が委託料に含まれており、商業棟を含めた光熱水費の支払いをしているため、今般の物価高騰による増額を踏まえ、3年間で3,980万円を想定している。清掃の再委託についても、同様に増額としているため、3年間で3,532万円。また、職員の昇給分を考慮し、3年間で1,730万円。臨時職員についても賃金の上昇分として1,278万円増額している。

(菅沼会長) コミュニセンターは、窓口業務が多く、クレームが発生しやすい施設かと思うが、コンプライアンスについて、体制づくり、規定等は設けているのか。

(教育総務部) 越谷市施設管理公社は、本市の様々な施設で指定管理者として指定を受けているため、問題ないと考えており、顧客情報等の個

人情報の取扱いが日常的に行われているため、法律に遵守した対応をしている。

(菅沼会長) 一般企業では、コンプライアンスに関して、組織的な対応等の規定を作成することが求められている。当然施設管理公社も作成しているかと思う。市として、それは求めて確認すべきであると考える。

(教育総務部) 今、手元に資料としては無いが、改めて確認したうえで、手続きを進めていきたい。

(上ノ原委員) イオンの部分は管理外という認識でよろしいか。また、その調整にどういふことを求めているのか。

(教育総務部) 商業施設についても市の所有となっており、生涯学習課とは別の課が所管している。図書室は現在商業棟にあるが、管理の部分については、所管課同士で連携体制を整えている。

(菅沼会長) コンプライアンスに関して、できれば今後の選定を行う際はチェック対象にするということを検討していただきたい。

今回の資料に関しては、修正になるような意見はなかったため、審査会としては意見なしとしてよろしいか。

【決定事項】

- ・指定期間満了に伴う施設の指定管理者については、意見なしとする。

6. その他

- ・事務局から今後の日程について説明を行った。

7. 閉会

- ・長野副会長から閉会の挨拶